ロ　時価を把握することが困難である理由

⑦　対象有価証券の名義人の状況

名義人の名称	関係内容	理由

（注意事項）

1　運用財産の管理について、権利者が信託会社等（第130条第１項第15号に規定する信託会社等をいう。以下この注意事項において同じ。）への信託を行うものであって、当該運用財産の運用に関し投資した対象有価証券（同条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の名義人が権利者又は信託会社等でない場合、当該名義人の状況について、名義人ごとに記載すること。

2　「名義人の名称」の欄には、対象有価証券の名義人の商号又は名称を記載すること。

3　「関係内容」の欄には、投資一任契約に係る業務を行う者と名義人との関係内容について記載すること。

4　「理由」の欄には、対象有価証券の名義人が権利者又は信託会社等でない理由について記載すること。

⑰　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

①　投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
単位型投資信託								
追加型投資信託								
株式投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
不動産投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
その他投資信託計								
単位型投資信託								
追加型投資信託								
投資信託計								
親投資信託受益証券								

（注意事項）

1　投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

2　募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②　外国投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額		ファンド数	元本額		ファンド数	元本額
		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
株式外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
公社債外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
不動産外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
その他外国投資信託計								
単位型外国投資信託								
追加型外国投資信託								
外国投資信託計								
親外国投資信託受益証券								